る読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。	
［２・３　略］	［２・３　同左］
第六号様式別表十三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	**第六号様式別表十三の二**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第６号様式別表13の２記載要領	第６号様式別表13の２記載要領
１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法施行令」という。）第113条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。	１　この明細書は、法人税法施行令第113条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。
［２～４　略］	［２～４　同左］
５　対象法人が法人税法第57条第３項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第１項第２号又は読替え後の令和２年旧法人税法施行令第113条第１項第２号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第１項又は読替え後の令和２年旧法人税法施行令第113条第１項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。	５　対象法人が法人税法第57条第３項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第１項第２号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。
第六号様式別表十三の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	**第六号様式別表十三の三**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第６号様式別表13の３記載要領	第６号様式別表13の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第５項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例	１　この明細書は、法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。